

まつもとほうじん

令和2年
(2020年) 5月号
第544号

ホームページ <http://www.matsumotohojinkai.or.jp/> メールアドレス hojinkai@matsumotohojinkai.or.jp

ふるさとの食シリーズ



信州蕎麦

- 主な記事 -

税に関するアンケート集計結果.....	2 ~ 3 頁
税務ポイント.....	4 頁
皆さんこんにちは・有賀茂幸氏.....	5 頁
頑張ってます・中東みちるさん.....	5 頁
法律レポート.....	6 ~ 7 頁
ふるさとの食シリーズ.....	7 頁
コロナ問題 情報に惑わされない暮らし方.....	8 頁
新型コロナウイルス感染症対策における 納税猶予の特例措置(案)等に関するお知らせ...	9 頁
会員福利厚生制度PR.....	10 頁
5月の予定等.....	11 頁
インフォメーション、地区トピックス 川柳コーナー、あとがき.....	12 頁
松本法人会“やまびこ運動”ご協力のお祝い.....	付録

ふるさとの食シリーズ

~ 信州蕎麦 ~

信州の食といえば先ず「蕎麦」を連想する方も多いのではないのでしょうか。当会を構成する地域でも数多くのお店が立ち並び、観光客から地元の人まで大勢の方々が日頃から親しんでいます。国宝松本城で秋に開催されるそば祭りは地域を代表するイベントです。新型コロナウイルスの脅威を皆さんで乗り越え、秋には美味しいお蕎麦を満喫したいものです。

(大沢利充編集委員)

みんなで回覧しましょう。

確認印

社長

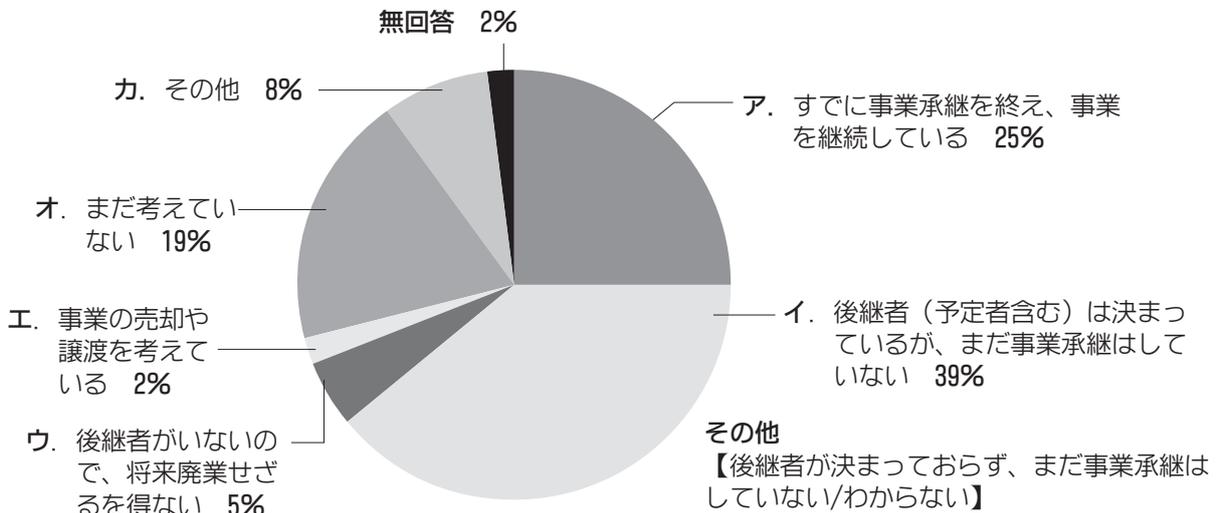
経理担当

税に関するアンケート集計結果

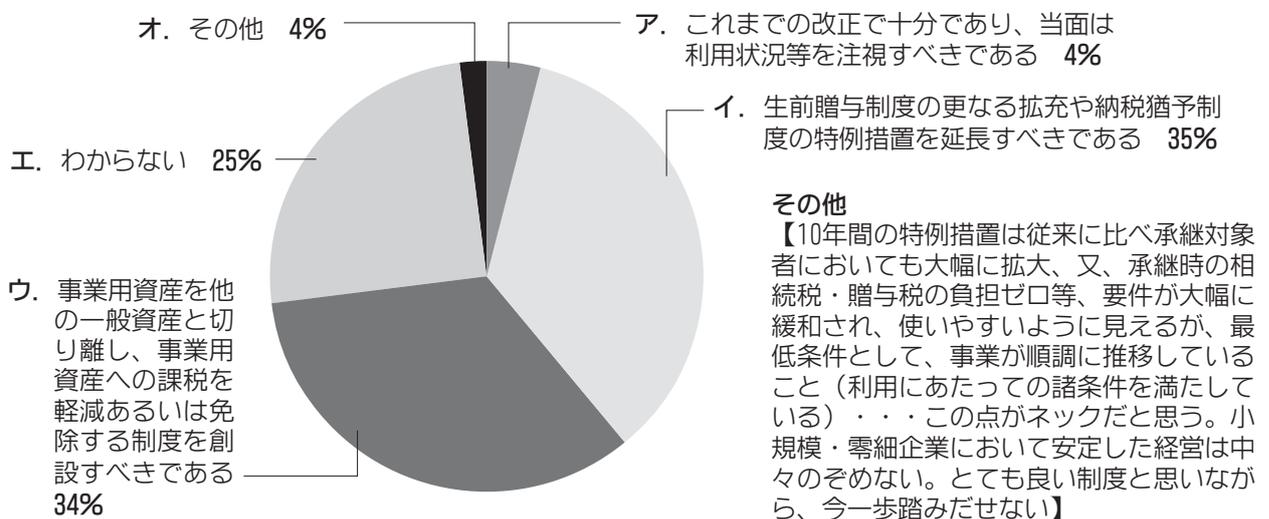
(ご回答募集期間：令和2年2月～4月)

昨年12月20日に閣議決定された「令和2年度税制改正大綱」は、法人税関係では、連結納税制度の見直しやオープンイノベーションを促進するための税制措置の創設等が図られ、少額減価償却資産の損金算入特例の延長、交際費800万円までの全額損金算入等の特例の延長など既存の租税特別措置については一部大企業の適用を厳格化したうえで維持されました。また、所得税関係では、企業年金・個人年金制度等の見直しに伴う所要の措置を講じ、未婚のひとり親に対する税制上の支援策も盛り込まれています。このような状況のなか、今後の経済社会に対応した税制の動向について以下の設問にお答えください。

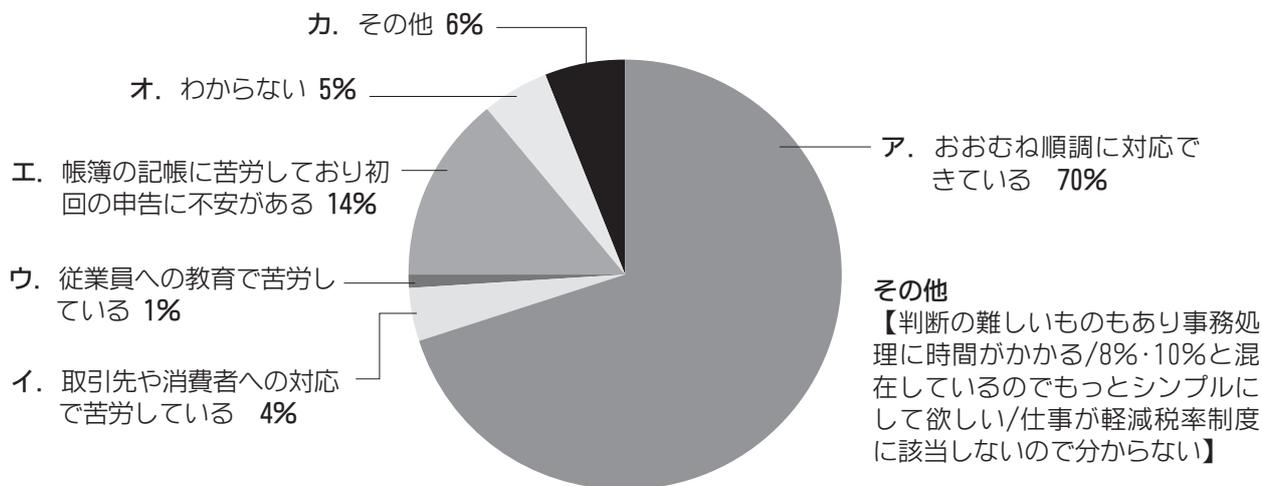
1. 中小企業経営者の高齢化が急速に進展する中で、日本経済の基盤である中小企業の円滑な世代交代・事業承継は大きな課題となっています。あなたの会社の事業承継の状況（予定）についてお聞かせください。



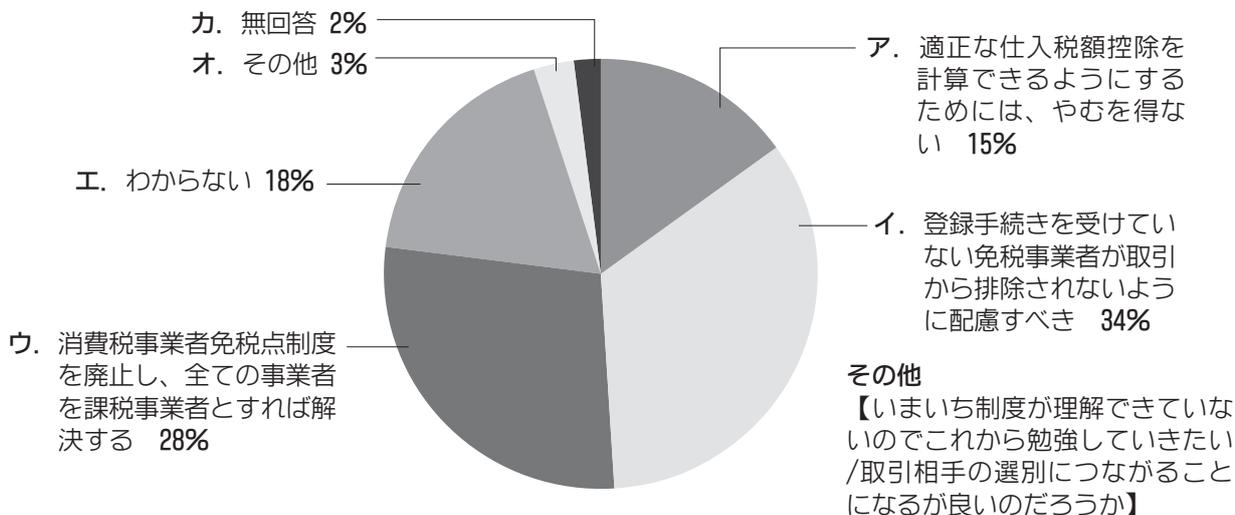
2. 円滑な事業承継を支援するために平成30年度税制改正で10年間の特例措置として、贈与税・相続税の納税猶予制度が拡充されました。現行の事業承継税制についてどのように考えますか。



3. 令和元年10月から消費税率10%への引き上げと軽減税率制度が導入されました。そこで、軽減税率制度の事務対応状況についてお聞かせください。



4. 消費税について令和5年10月1日以降は、「適格請求書」等の保存が仕入税額控除の要件となります（いわゆるインボイス制度）。適格請求書を交付できるのは、税務署長に登録申請し、登録を受けた課税事業者となり、登録を受けていない事業者からの仕入については、仕入れ税額控除することができなくなります。従って、免税事業者（課税売上高1,000万円以下）からの仕入も、その免税事業者が課税事業者となり登録を受けない限り、仕入れ税額控除することができません。このことについて、どう考えますか。



その他、税などについてのご意見を何でも自由にご記入ください。

帳簿等の保存期間9年間は長すぎる。帳簿を置く場所も必要であり負担が大きい。せめて5年位にならないか。もっと簡素にして欲しい。/消費税の増税により、2019.10~12月の速報値でGDPがマイナスとなっていることから消費に悪影響が出ている。大型の補正が必要だと思うが、そのような時でも国会で毎日桜の話をしているのを見るのは腹立たしい限りであり、税金など払いたくなくなる。/これ以上消費税率を上げてほしくない。/消費税率を下げるべき。/食料品、医療、福祉に関するものは税率を低くすべきである。/政府の曖昧な姿勢が軽減税率制度導入からみても感じられる。/軽減税率制度は廃止してほしい。/シンプルな制度が望ましい。

～皆様、ご協力誠にありがとうございました～

税務ポイント

〔会社の税務 よろず相談室¹⁴⁶〕印紙税その

契約書の内容を補完・変更する 文書に係る印紙税

Q お客様との間の製造請負契約書（第2号文書「請負に関する契約書」及び7号文書「継続的取引の基本となる契約書」に該当）に基づいて商品を製造していますが、この度商品の仕様等を変更することになりました。新しい商品の仕様等を「注文書」として提示され、内容確認の証として記名押印しましたが、この文書には印紙税を納付する必要がありますか？

A 注文書や申込書、依頼書等（以下、申込書等）と表示された文書であっても、その内容が契約書に該当する場合は、印紙税の納付が必要な課税文書に該当します。

契約とは、申込みとその申込みに対する承諾によって成立するものですから、申込みの事実を証明するための申込書等は通常、契約書にはなりません。しかし、その申込みに対する承諾の事実を証明する目的で作成された次に掲げる申込書等は、一般的に契約書に該当するものとして取り扱われます。

契約当事者間の基本契約書、規約又は約款等に基づく申込みである事が記載されていて、一方の申込みにより自動的に契約が成立する事になっている場合における当該申込書等。契約の相手方が作成した見積書その他の文書に基づく申込みである事が記載されている当該申込書等。

（但し、 において、相手方が別に請書等契約の成立を証する文書を作成することが記されている場合は除かれます。）

契約当事者双方の署名又は押印があるもの。

原契約書の内容を変更する文書を作成する場合がありますが、これらの文書（以下「変更契約書」）が印紙税の納付が必要な課税文書に該当するかは、その変更契約書に「重要な事項」が含まれているかにより判定されます。

この場合の「重要な事項」とは、印紙税法基本通達別表第2「重要な事項の一覧表」に、印紙税法別表第1（課税物件表）に掲げられている第1号から第20号までの分類毎に例示されています。

ご質問にある製造請負契約書（原契約書）は、第2号文書と第7号文書に該当していますので、第2号文書の重要事項である契約金額、取扱数量、単価、支払方法・支払期日、契約期間など10項目と、第7号文書の重要事項である、文書の要件として契約書の分類毎に掲げられた内容と、契約期間（原契約の期間を3カ月を超えて延長するものに限る）が、重要事項とされています。

従って、ご質問の「注文書」は「内容確認の証として記名押印している」ので「相手方が作成した文書に基づく申込みである事が記載されている」契約書に該当し、かつ、原契約書である製造請負契約書の「商品の仕様等を変更する」ために作成されますので、「変更契約書」に該当します。

なお、変更する内容が、第2号文書と第7号文書のいずれかの重要事項に該当する場合は、第2号文書と第7号文書のいずれかの課税文書に該当しますので、印紙税の納付が必要となります。

（税制委員会：赤羽総一郎、青木稔、山口優子
グループ稿）

（監修：関東信越税理士会 松本支部）

明日のいのちの為に。
くすりの未来を切り拓く。

キッセイ薬品は世界の人々の健康に貢献する、
創薬研究開発型企業です。

KISSEI
キッセイ薬品工業株式会社
本社：松本市芳野19番48号



皆さん
こんにちは♪

(有)信陽堂印刷所
塩尻市塩尻町
代表取締役 有賀 茂幸氏

『人とのつながり・感謝の心を大切に』

昭和42年創業、地域に根差した印刷会社として歴史を刻む(有)信陽堂印刷所の有賀社長さんにお話を伺いました。有賀さんは創業者であるお父様と

共に仕事に励んでいた29歳の時、先代の急逝に伴い若くして社長就任することになりましたが「自分がやるしかないんだ。負けてたまるか！」という決意で、それまで以上にお仕事に取り組み、お客様や仲間の方たちにも支えていただきながら社業を発展してこられました。有賀社長はこうしたご経験から“人とのつながり”や“感謝の心”をととても大切にしているそうです。

「印刷と聞くと、活版印刷や写植といった昔ながらの技術、紙に文字を印刷というイメージがあると思いますが、デジタル化や印刷技術も進化して、紙以外の素材への印刷も広まっています。例えば塩尻市の進める“木育事業”の一環として作られる木製のおもちゃにも文字が印刷されています。こうした新しい技術は若い世代が詳しいんです。」とのこと。共に働くお子様たちの存在をととても心強く感じているようです。

忙しい日々をお過ごしですが、奥様とキャンピングカーで日本各地を巡る時間が何よりもリフレッシュできる貴重な時間だそうです。とても楽しいお話を聞かせていただき、ありがとうございました！

(清澤和恵編集委員)



頑張ってます!!

『水泳が特技です』

(有)マイビジョン
松本市北深志
中東 みちるさん

企業の成長をサポートする(有)マイビジョンは、北深志2丁目(旧安原町バス停前)波多野産業ビル内に事務所を構えています。主な仕事は会社を良くするワンストップ総合支援です。経営計画書の作成支援や人材育成業務のほか無料の専門家派遣サービスを提供しています。

当社で中小企業の経営支援のサポートの仕事をしている中東さんにお話を伺いました。おススメのサービスをお聞きすると、定期的で開催されている「マネージメントゲーム」をご紹介くださいました。「ゲームを通じて楽しみながら資金繰りや決算書の仕組みまで学べます。経営者の方には是非一度体験していただきたいです」とのことです。

続いて趣味をお聞きすると「水泳です」と即答されました。中東さんは特技の水泳を我が子に教えました。本格的な練習をさせようとSAMスイミングスクールに通わせたとこめきめき上達し、高校生になると日本ろうあ者水泳大会に出場して大活躍しました。なんと全7種目で日本記録保持者となったのです。今では、世界を目指し練習しています。

「休日は子供の成長を見届けるのが楽しみです」と嬉しそうに答えた中東さんの笑顔がととても素敵でした。

(大沢利充編集委員)

地域社会の繁栄のために。

PROSPERITY FOR LOCAL COMMUNITIES WORLDWIDE



鍋林株式会社
www.nabelin.co.jp

環境 ISO14001
品質 ISO 9001
認証取得

法律レポート

緊急事態宣言下における中小企業の労働問題、
債務不履行の諸問題

—新型コロナウイルスと危機管理—

三浦法律事務所 弁護士 三浦守孝

第1、休業中の従業員に対する休業手当の支払い
等労働問題について

観光業や飲食業のほか製造業においても影響が大きく、休業せざるを得ない事業所が沢山ありますが、休業は「不可抗力」とはいえず、原則として「使用者の責任」となるため、使用者は従業員らに休業手当を支給する必要があります。

休業手当は法律上、最低限賃金の6割となっており、労使間の協定でこれ以上の休業手当とすることも可能であります。

新型コロナウイルス予防と仕事がないからという理由でパートやアルバイトに対して「自宅待機でその間の給料なし」と通告しても使用者の判断によって休業する場合は、「使用者の責めに帰すべき事由による」休業となるため、従業員は法律上休業手当を請求できることとなります（労働基準法第26条）。厚生労働省は新型コロナウイルス感染症について雇用調整助成金制度の要件を緩和したため、使用者が支払った休業手当の一部の助成が容易となっております。（厚生労働省のホームページで参照）

従業員が休校要請を受け、その影響で児童らの監護のため、保護者が休まざるをえないことが想定されますが、この場合にも使用者として一定の配慮はするべきですが、原則として休業手当を負担する義務まではありません。

パートタイム従業員について、学校の一斉休業に伴い、子供の面倒を見るために仕事を休んだ場合、厚労省は「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金」として、雇用調整助成金制度とは別に新たな助成金制度を創設しました。

使用者は、単に従業員に対し「コロナウイルスのせい」という説明だけでは不可抗力による休業とは言えません。例えば海外の取引先が新型コロナウイルス感染症の影響を受け事業を休止したことに伴う休業の場合にも、取引先への依存の程度、

他の代替手段の可能性、事業休止からの期間、使用者としての休業回避のための具体的努力等を総合的に勘案し、判断する必要があると考えられています。

在宅勤務になり自宅作業中に従業員がケガをした場合は、在宅勤務であっても業務が原因で生じた怪我は労災の対象になることに注意を要します。

家族が感染したので、自分自身は勤務できるのに自宅待機を従業員が命じられた場合、あくまで使用者の指示による休業であるため、従業員が休業手当を請求できる可能性があります。

第2、企業の感染症対策と使用者が負うべき安全
配慮義務について(リスク対策)

従業員を雇用する使用者は、雇用契約に基づいて労働者の安全に配慮する法的な義務（安全配慮義務）を負っており事務所や事業所において、感染症の流行を防止するための必要かつ相当な対策をとっておく必要があります。

万が一、社内に新型コロナウイルスの陽性反応者がいることが判明した場合には、感染予防のため、保健所に連絡し、協力して消毒等の必要な措置をとる必要があります。企業は、他の従業員との関係でも、安全配慮義務を負っています。又、オフィスビルの管理者や同じビルの他の会社にも告知し、情報共有をしておく必要があります。クラスターを発生させて感染者を増やした場合には、会社が第三者に対して不法行為責任を負う可能性もあります。

使用者が安全配慮義務を果たさず、従業員がそれを理由に労務への従事を拒否した場合には、賃金を支払わなくてはならない可能性もあります。

従業員が職場において新型コロナウイルスに感染した場合、労災に当たることはもちろん、従業員に対しても損害賠償責任を負うこともありえます。

発熱等の症状や他の情報を踏まえ、一定の疑いがある場合、他の従業員への感染リスクも踏まえ、当該従業員と話し合い、一定の休業補償をした上で、自宅待機とすることも企業として考えるべき対応であります。

第3、新型コロナウイルスの影響による取引の不履行に基づく責任について

住宅メーカーや工務店が中国からの輸入に頼る住宅設備機器に関し、新型コロナウイルスの影響によって、納期遅れ（引き渡し）等で相手先との契約が履行できなくなっているケースが多々あります。企業が契約通り履行できないことについて、債務不履行として損害賠償責任を負うかどうかは、その原因が債務者にあると言えるかどうか（帰責事由の有無）によります。債務者が、事業者として必要かつ相当な対策を講じていたにもかかわらず、やむを得ず生じた不可抗力による債務の不履

行については損害賠償義務はありません。

ただ商品の部品を中国で製造していたり、中国から輸入していたような場合、中国から入手していたことは、あくまで債務者側の事情（都合）で不可抗力とは言えない可能性もあります。

また休校によって保護者の休暇等により予定した人材が確保できないとしても、これもあくまで債務者の内部的な事情であり、不可抗力によるものとは評価されない可能性が高いものと思われる。

企業としては債務者が損害賠償責任を負うかどうかを踏まえ、取引における納期の延長や契約の合意解約等について慎重に協議する必要があります。

三浦法律事務所 当会顧問弁護士 三浦 守 孝
〒390-0874 松本市大手1-3-29 丸今ビル3F
TEL (0263) 39-2030(代) FAX (0263) 39-2031

【ふるさとの食】番外編

新型コロナウイルスに負けるな！ 地元の飲食店を応援しましょう！

～ 地元のお店で絶品料理をテイクアウト！ ～

新型コロナウイルスの影響が各方面に広がりますが、中でも甚大な被害を受けている業種の一つが飲食業の皆様です。本来稼ぎ時の3月から4月、ゴールデンウィークの間、宴会はもちろん外食の自粛が広がり経営を直撃されています。

こうした大変苦しい状況下、各店様々な努力をされていますが、その一つがテイクアウトやデリバリーでの販売です。お弁当や一品料理まで、それぞれのお店の自慢の味をご家庭で楽しめるよう販売がされています。普段は混んでいて中々訪れることが出来なかったお店でもこれなら楽しむことが出来るでしょう。

様々な美味しいお料理で私たちに幸せな時間を提供してきてくれた飲食店は地域の大切な食文化を創り上げてきてくれました。今は飲食業以外の業種の方も大変苦しい時期ですが、かけがいのない地域の食文化を守るためにも、可能な方はテイクアウトやデリバリーを利用して是非お店を応援していければと願われます。

なお、テイクアウト等の情報は各お店のホームページなどにも掲載されていますが、地域別にまとめられたサイトもございます。スマホやPCで簡単に調べられますので是非、お試しください！

（大沢利充編集委員）

エネルギーと環境の
ハーモニーを目指します。

 **サンリン株式会社**

東筑摩郡山形村下本郷4082-3 TEL.0263-97-3030(代)
<http://www.sanrinkk.co.jp/>

青年部・女性部



部員募集中!!

お問合せは事務局（☎35-8080）まで！

コロナ問題—情報に惑わされない暮らし方

産業カウンセラー 柏木 勇一

SNS時代の教訓が明らかに

2020年の年明けは、東京オリンピック・パラリンピックの年として、希望をもって迎えたはずでした。ところが新型コロナウイルス感染拡大で世界中が混乱し、オリンピックは延期になりました。そして緊急事態宣言。この文章を読んでいる時点での皆さんの職場やご近所、家庭はどうなっていますか？ 今後のことは誰にも予測ができません。

あるIT系企業の人事部から、「社内でも不安と動揺が広がっている。基礎疾患の疑いがなく、糖尿病や高血圧症状がない人でも感染する現実になっている。当然仕事にも影響する。社内でどう説明し、どう対応すべきだろうか」という相談を受けました。現実にこの会社は、可能な部署では在宅勤務でのテレワークを進めていることが分かりました。

多くの人々の不安の背景には、メディアやネット情報に振り回されたことが指摘されています。あえて今回の出来事を“情報騒動”と表現します。ここに教訓があるからです。

コロナウイルスとメンタルヘルス

3月中旬、世界保健機構（WHO）が、コロナウイルス蔓延中のストレス対処方法を公にしました。「このような危機に直面した時、だれでも悲しみや恐怖、怒りを感じるのは当然」として、4つに絞れば、信頼できる人と話す。家族や友人とメールや電話で情報交換することもいい。自宅で過ごさなければいけない場合は、健康的な生活スタイル、食事や睡眠、適度な運動を心がける。

喫煙や飲酒は要注意 事実（ファクト）をちゃんと把握し、正しい情報と知識を持てば適切な対処行動をとることができる と呼びかけたのです。このうち、として示された項目、正しい情報と知識こそが、今回の教訓と言えます。

この教訓に関連して、スマホを手離せなかった同僚の30代女性カウンセラーがデジタルデトック

ス、つまりスマホから離れた生活体験をして有意義だったことを明かしてくれました。「デジタルデトックス」とは、パソコンやスマホなどデジタル機器やインターネットから距離を置くことです。デトックスとは、体内に溜まった毒物を排出すること、日常的に心身に溜まったストレスや疲労を取り去ることを意味します。

情報過多の時代、スマホ依存にならないように

年代や仕事内容によっては、長時間スマホやパソコンに触らないで過ごす人もいます。同僚は、休日を利用した数日間の旅行中、スマホから離れました。ふだんの仕事ではスマホ密着です。最初は不安でしたが、結果は、心身が休まり、本来の人間の身体に合った過ごし方をしたことでスッキリしたと語っています。オンとオフを切り替えることの大事さが分かっているながら、実際は実践していなかったことにも気づきました。

デジタルデトックスを実践している方は最近増えており、心身の正常な状態を自分で取り戻す効果を体験しています。楽しくスマホを使っている場合は問題ないのですが、楽しむはずなのに疲れてしまった場合は危険信号。スマホ中毒・依存になる前に止めなければいけないでしょう。手書きで日記をつける、メモをとる、紙メディア（例えば新聞）に接する、などの効果も再確認されています。

新型コロナウイルス拡大のニュースが毎日のように報道され、落ち着かない日々を送られている方も多いと思いますが、情報洪水の世界での上手な生き方の一端を説明しました。日々スマホが手離せないというIT系企業人事部の方にも納得してもらいました。

【筆者紹介】柏木勇一（かしわぎ・ゆういち）
1941年生まれ。大学卒業後、新聞社勤務を経て、現在EAP企業でカウンセラーとして活動。産業カウンセラー、家族相談士、交流分析士。

新型コロナウイルス感染症対策における納税猶予の特例措置（案）等に関するお知らせ

新型コロナウイルス感染症により、会員企業の皆様におかれましても様々な対応に苦慮なされていることと存じます。こうした厳しい状況を踏まえ、国や地方自治体からも様々な税制上の措置が示されています。本稿では発表されている制度の一部をご紹介します。

締め切りの都合上、本稿は4月28日時点の情報であり、ご紹介する制度は関係法案がその後の国会で成立する事が前提条件となっていることをご了承くださいますようお願い申し上げます。

ご案内するURLにつきましても、今後変更される可能性がございますので、うまく表示されない場合は、各機関のホームページを再度ご確認くださいませようよろしくお願い申し上げます。

各制度のお問合せ等は管轄省庁、各自治体にお問い合わせ申し上げます。

国税

新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方は、1年間、国税（所得税、法人税、消費税等）の納付を猶予することが出来るようになります。

財務省：納税を猶予する「特例制度（案）」国税局猶予相談センター 関東信越国税局 ☎048-615-3007

財務省HPトップ「税制」「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置」「納税猶予制度の特例」

https://www.mof.go.jp/tax_policy/brochure1.pdf

地方税

上記の国税と同様に、各市村でも地方税（個人住民税、法人市民税、固定資産税等）の徴収の猶予を受けることが出来るようになります。4月28日時点で確認できた各自治体のHPをご案内いたしますので詳しくはそちらにてご確認ください。

松本市：徴収猶予の「特例制度」（案）（松本市役所 納税課 ☎0263-33-1192）

松本市HPトップ「暮らし・手続き」税金「税金に関するお知らせ」「新型コロナウイルス感染症の影響により納付が困難な方に対する市税の猶予制度について」

<https://www.city.matsumoto.nagano.jp/kurasi/zekin/zeikinoshirase/noufuyuyuyo.files/tyousyuyuyuyotokurei..pdf>

塩尻市：徴収猶予の「特例制度」（案）（塩尻市役所 税務課収納係 ☎0263-52-0628）

塩尻市HPトップ「暮らし・手続き」「税金」「市税」「市税の納付」「新型コロナウイルスの影響により納税が困難な方へ」

<https://www.city.shiojiri.lg.jp/kurashi/zeikin/shizei/nozei/sinngatakorona-yuuyo.files/yuuyotirashi-kaisei.pdf>

安曇野市：徴収猶予の「特例制度」（案）（安曇野市 収納課 ☎0263-71-2481）

安曇野市HPトップ「暮らし」「税金カテゴリ 納税」「納税」「新型コロナウイルスの感染症の影響により市税の納付が困難となった場合の猶予措置について」

<https://www.city.azumino.nagano.jp/uploaded/attachment/39525.pdf>

朝日村：地方税における猶予制度（朝日村総務課税務係 ☎0263-99-2001）

朝日村公式HPトップ「村からのお知らせ」「新型コロナウイルスの感染症の影響により村税の納付が困難となった場合の猶予制度について」

<https://www.vill.asahi.nagano.jp/material/files/group/2/sonzeiyuyoseido.pdf>

山形村、生坂村、筑北村、麻績村の制度につきましては、恐れ入りますが直接各村役場にお問い合わせください。

法人会会員企業の皆様へ

大同生命保険株式会社・AIG損害保険株式会社

『新型コロナウイルス 健康相談ダイヤル』緊急開設のご案内

無料

平素より「法人会の福利厚生制度」の普及・推進にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。
 会員企業の役員様、従業員様におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策でご自身並びに大切なご家族の健康等に関してご心配なことと思います。

そこで法人会福利厚生制度協力会社である大同生命とAIG損保では福利厚生制度のご加入にかかわらず、全ての会員企業の皆様を対象に、24時間対応の『新型コロナウイルス健康相談ダイヤル』を開設することといたしました。

会員企業の役員様、従業員様、そしてそのご家族まで幅広く、無料でご利用いただけます。
 約3ヶ月間の相談窓口となりますが、皆様の健康と安全・安心のためにご活用いただければ幸いです。

対象は、法人会会員企業の役員様・従業員様とそのご家族です。

新型コロナウイルス 健康相談ダイヤル

経験豊かな看護師や保健師が土・日・祝日を含む24時間体制で新型コロナウイルスに関するご相談に対応させていただきます。

相談事例



0120-102-297

- ・受付期間：2020年4月6日～2020年6月30日
- ・受付時間：24時間(土・日・祝日を含む)
- ・サービス提供会社：ティーペック株式会社
<http://www.t-pec.co.jp/>

「新型コロナウイルス」の相談については、厚生労働省や国立感染症研究所のガイドラインに沿った回答となります。「新型コロナウイルス」による「ロックダウン」などによりご相談をお受け出来ない場合もあります。また、保険加入や給付金など保険に関するご相談はお受けできませんので、その際はご了承ください。

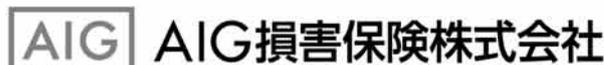
厚生労働省のホームページ 新型コロナウイルス感染症についてもご参照ください。

厚生労働省 新型コロナウイルス Q&A

検索

「消費税申告一声運動実施中」

法人会福利厚生制度推進協力会社



会員企業の皆様へ

第8回通常総会の開催につきまして（委任状ご提出のお願い）

平素より当会運営に関しまして格別なるご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、ご案内の通り当会では5月28日(木)に、法の定めにより通常総会を開催いたしますが、時節柄、会員企業の皆様の健康と安全を第一とし、最小人数での開催を目指しているところでございます。どうか、皆様にもご理解をいただき、出席に不安のある方は決して無理をなさらず、委任状のご提出にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

ご迷惑をおかけいたしますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大防止への対応につきまして （5月・6月実施予定事業に関するご報告）

当会では新型コロナウイルス感染拡大状況を考慮し、国や県、市町村から示されている指針並びに参加者の安全第一の観点を踏まえ、松本税務署をはじめとする関係機関等と協議した結果、誠に残念ながら事業の実施について当面見合わせてございます。

つきましては、例年5月から6月に実施しております事業につきましては、次の通りとさせていただきますのでご確認をお願い申し上げます。4月号付録「年間行事日程計画表」からの変更となります。

【各部会総会】

中止させていただきます。なお、各部会総会議案書は郵送にてお届けいたします。

【各部会および旧松本市内各ブロック税務研修会】

中止させていただきます。実施予定でございました、令和2年度の税制改正内容につきましては、今月号に概要をまとめた付録を同封しております。

【決算説明会（4月決算法人対象）】

中止させていただきます。資料等のお問合せは事務局までお願い申し上げます。

【税務入門（おさらい）講座】

中止させていただきます。

【正副会長会、理事会、役員会】

資料を郵送し書面決議をもって代えさせていただきます。

【各委員会】

資料を郵送し書面決議をもって代えさせていただきます。

【青年部、女性部会議】

中止させていただきます。

【第19回会員親睦ゴルフ大会】

中止させていただきます

今後の事業実施予定につきましても当広報誌等にてお伝えしていきますのでご確認をお願い申し上げます。

インフォメーションコーナー

法人会では、皆様の情報交換、相互理解を深めることを目的に、毎月先着3社を無料でインフォメーションコーナーに掲載いたします。皆様の掲示板としてお使いください。(サイズ:タテ6.5×ヨコ9号)

お申込みは事務局まで TEL(0263)35-8080

インフォメーションコーナー掲載企業募集

ご利用ください!!

- 掲載無料 ●関係企業、県内外関係機関4,300社へ発送
- フルカラー印刷 ●広告初心者の方でも簡単に掲載いただけます

CD データメモ デジタルカメラ
手書きのイラスト
素材を組み合わせて
一般社団法人 松本法人会
めざします企業の 繁栄と社会への貢献
一般社団法人 松本法人会 〒390-0814 松本市本庄1-3-10 大同生命松本ビル5F
TEL 0263-35-8080 FAX 0263-36-0839

お申込みは……松本法人会事務局 ☎0263-35-8080

ホームページリンク企業募集! くわしくは事務局まで

ご利用下さい!!



法人会の会員限定

インターネットセミナー(ネット配信) サービス セミナービデオレンタル(DVD・CD)

松本法人会の会員企業の皆様ならなたでも無料でご利用いただけます。自己研鑽・社員教育などにご活用ください!!

パソコンでセミナーが受講できる!
インターネット
セミナー 毎月更新

セミナーDVD
レンタルサービス
会員無料・ネットで予約

お好みのセミナーをPCやスマホ等から選んでいただきクリックするだけ。仕事に役立つ情報やヒントが満載!

ご希望の内容のDVDを無料でレンタル。オフィスにお届け。社内研修などにもご活用いただけます!

ご利用方法はいずれも当会ホームページから、**上記バナーをクリック**していただき、簡単な入力または登録をするだけ!

※インターネットセミナーのご利用に必要な「会員ID」「パスワード」は4月号付録「年間行事日程計画表」裏面に記載しています。

松本法人会HP

<http://www.matsumotohojinkai.or.jp>



『信州スカイパークの芝桜』



4月末、信州スカイパークでは芝桜が見ごろを迎えました。昨年開催された「信州花フェスタ」に合わせて植えられたそうですが、

今年も見事な花を咲かせました。

今はみんなが我慢して屋外でも大勢の人が集まることを避けなければならない状況です。そんな心配せずに美しい風景を楽しめる日々が一日でも早く戻ることが願われます。(清澤和恵編集委員)

川柳コーナー

観光地

「来ないで」言う日
来るなんて

非常時

野に咲く花は
美しく

おさな子も

コロナ終る日
じっと待つ

新米

あしがき

長野県にも緊急事態宣言が出てしま、外出自粛を余儀なくされました。今まではどこか他人事と思ってしまうが、決して他人事ではなく、明日は我が身、いつどこで感染するか分からない、そんな不安な日々を過ごしていると、何も無い平凡な日々がいかに幸福だったかと実感します。朝起きて学校や仕事に行く事が出来ない、人と会って話したり食事したり、カラオケもダメ、こんな日が来るなんて、誰も想像していなかったでしょう。

私の会社も観光を主体としていますので、2月よりキャンセルが相次ぎ、5月中旬まで全く仕事がない状況が続いています。まだまだ終息が見えないので今入っている仕事もどうなるか不安は尽きません。どこの会社も雇用を維持しながら必死に頑張っている事と思います。暗い話題ばかりになってしまいましたが、コロナ終息後は是非今まで外出できなかった分、旅行やショッピングに飲み会もしたいですね。身体に気を付けて今は我慢の日々です。(清澤)

(本号編集委員…)

大沢利充

清澤和恵)



個人情報取扱について

当会は、会員企業に係る「個人情報」を研修会・諸会議の開催通知、機関紙等の送付並びに福利厚生制度のご案内など、本会の事業活動のために利用し、それ以外の目的で利用することは一切ありません。

また、お届けいただいた個人情報の開示、訂正等のお問い合わせは下記窓口までお願いいたします。

一般社団法人松本法人会 個人情報取扱係

発行所

一般社団法人 松本法人会

〒390 0814

長野県松本市本庄1丁目3番10号

TEL(0263)35 8080

FAX(0263)36 0839

編集人 百瀬衛貴男

(毎月1回1日発行)

印刷所 信州印刷株式会社